

平成28年3月2日提出

平成28年3月市議会定例会議案

白 河 市

議案第1号

白河市行政センター設置条例の一部を改正する条例

白河市行政センター設置条例（平成17年白河市条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

白河市庁舎及び行政センター設置条例

第1条中「行政センター」を「庁舎及び行政センター」に改める。

第2条の見出しを「(行政センターの名称、位置及び所管区域)」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(庁舎の名称、位置及び所管区域)

第2条 庁舎の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
白河市表郷庁舎	白河市表郷金山字長者久保2番地	白河市表郷の区域
白河市大信庁舎	白河市大信町屋字沢田15番地1	白河市大信の区域
白河市東庁舎	白河市東釜子殿田表50番地	白河市東の区域

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(白河市公告式条例の一部改正)

2 白河市公告式条例（平成17年白河市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表白河市大信庁舎前の項中「白河市大信増見字北田58番地」を「白河市大信町屋字沢田15番地1」に改める。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(白河市行政手続条例の一部改正)

第1条 白河市行政手続条例(平成17年白河市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(白河市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 白河市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年白河市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(白河市情報公開条例の一部改正)

第3条 白河市情報公開条例(平成17年白河市条例第19号)の一部を次のように改正する。

目次及び第3章の章名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第15条を次のように改める。

(審査請求があった場合の手続)

第15条 公文書の公開請求に対する決定又は公開請求に係る不作為について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定による審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、当該審査請求を不適法であることを理由として却下するとき又は当該審査請求の全部を認容し、公開決定をするとき(当該情報の公開について第三者から反対意見が提出されているときを除く。)を除き、遅滞なく、白河市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

3 第1項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

第16条第1号中「不服申立人及び参加人」を「審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)」に改め、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「当該不服申立て」を「当該審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第17条見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「の審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

(白河市個人情報保護条例の一部改正)

第4条 白河市個人情報保護条例(平成17年白河市条例第20号)の一部を次のように改正する。

目次及び第5章の章名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第30条を次のように改める。

(審査請求があった場合の手続)

第30条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該情報の開示について第三者から反対意見が提出されているときを除く。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容して訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容して利用停止をすることとするとき。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

3 第1項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

第31条第1号中「不服申立人及び参加人」を「審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「当該審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第32条見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」に改め、「決定又は」を削る。

(白河市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正)

第5条 白河市情報公開及び個人情報保護審査会条例(平成17年白河市条例第197号)の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第7条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(白河市職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 白河市職員の給与に関する条例(平成17年白河市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第21条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条（第48条で準用する場合を含む。）又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

(白河市職員の退職手当支給に関する条例の一部改正)

第7条 白河市職員の退職手当支給に関する条例(平成17年白河市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又

は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（白河市税条例の一部改正）

第8条 白河市税条例（平成17年白河市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（白河市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第9条 白河市固定資産評価審査委員会条例（平成17年白河市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第5条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第7条第3項を同条第4項とし、同条第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第7条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第12条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

（白河市手数料条例の一部改正）

第10条 白河市手数料条例（平成17年白河市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、特定」を「特定」に改め、「徴収する手数料」の次に「及び行政不服審査法（平成26年法律第68号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定によるその事務について徴収する手数料」を、「以下」の次に「これらを」を加える。

第4条中「証明し」を「行政不服審査法第38条（同法第66条及び他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）及び同法第81条において準用する第78条に規定する場合を除き、証明し」に改める。

第6条中「市長」の次に「(行政不服審査法第38条の規定に基づき審理員(同法第9条第3項の規定により読み替える場合にあつては、審査庁。他の法律において準用する場合にあつては、当該法律の規定により読み替えられたもの。以下同じ。)が行う提出書類等の写し等の交付にあつては審理員、同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあつては当該機関。第7条第7号において同じ。)」を加える。

別表第1に次のように加える。

59	行政不服審査法第38条の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付手数料	(1) 複写機(カラー複写機を除く。)によるものにあつては10円 (2) カラー複写機によるものにあつては100円	(1) 1枚を1件とする。 (2) 日本工業規格A列3判以下の大きさの用紙によるものに限る。 (3) 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。
60	行政不服審査法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付手数料	(1) 複写機(カラー複写機を除く。)によるものにあつては10円 (2) カラー複写機によるものにあつては100円	(1) 1枚を1件とする。 (2) 日本工業規格A列3判以下の大きさの用紙によるものに限る。 (3) 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。

(東村土地改良事業等にかかる賦課金並びに分担金徴収条例の一部改正)

第11条 東村土地改良事業等にかかる賦課金並びに分担金徴収条例(昭和60年東村条例第12号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「異議の申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「賦課を受けた日」を「賦課があったことを知った日」に、「異議を申し立てる」を「審査請求をする」に改め、同条第2項中「異議の申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(白河市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に第3条の規定による改正前の白河市情報公開条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。
(白河市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日前に第4条の規定による改正前の白河市個人情報保護条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。
(白河市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第9条の規定による改正後の白河市固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された

価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第3号

白河市行政不服審査会条例

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、白河市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申、調査審議その他法に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が任命する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、会長は委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、非公開とする。

(意見の聴取等)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求人、市の機関の職員その他の関係者に対し、その意見若しくは説明又は書類の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 委員の任命のための手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市地域活性化協議会設置条例

(設置)

第1条 地域において広く市民から意見を聴くことにより、地域の特性を生かした地域づくりに寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、合併前の白河市、表郷村、大信村及び東村の地域ごとに白河市地域活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の意見の求めに応じ、地域活力の向上のため、地域住民による地域特性を活かした取り組みに対して市が交付する補助金の申請に係る審査の内容に関し、意見を述べなければならない。

2 協議会は、次に掲げる事項について、調査研究し、市の機関に対し意見を述べることができる。

- (1) 地域づくりに関すること。
- (2) 各地域と行政との協働に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、当該地域に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 当該地域内の公共的団体等を代表する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、当該地域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務めるものとする。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又

は意見を求めることができる。

- 6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要があると認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行の期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(白河市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例)

- 2 白河市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年白河市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中	有害鳥獣捕獲隊員	年額 20,000円
-----	----------	------------

を	有害鳥獣捕獲隊員	年額 20,000円	に改
	地域活性化協議会委員	日額 2,600円	

める。

(失効)

- 3 この条例は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第5号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(白河市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 白河市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年白河市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

(白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年白河市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(白河市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 白河市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成17年白河市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(白河市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 白河市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年白河市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(白河市職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 白河市職員の給与に関する条例(平成17年白河市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第4条第1項中「別表第2」を「その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2の等級別基準職務表」に改め、同条第3項中「かつ、」の次に「別表第2の等級別基準職務表及び」を加える。

別表第2中「別表第2(第4条関係)」を「別表第2(第4条関係)等級別基準職務表」に改め、同表職務の級の項中「標準的な職務」を「基準となる職務」に改め、同表1級の項及び2級の項中「係員」を「主事又は技師」に改め、同表3級の項中「係員」を「副主査」に改

める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市職員の降給に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降給に関し必要な事項を定めるものとする。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任（法第15条の2第1項第3号に規定する降任をいう。以下同じ。）された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれかを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の能力評価又は業績評価の実施権者による確認が行われた全体評語が最下位の段階である場合（次条において「定期評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師2名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア及びイに掲げる場合を除く。）。

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第4条 任命権者は、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が

改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(通知書の交付)

第5条 任命権者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(受診命令に従う義務)

第6条 職員は、第3条第1号イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第7号

白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成17年白河市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

第2条 白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の162.5」を「100分の160」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第8号

白河市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 白河市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年白河市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

第2条 白河市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の162.5」を「100分の160」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の白河市長等の給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の白河市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市職員の給与に関する条例及び白河市一般職の任期付
職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(白河市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 白河市職員の給与に関する条例(平成17年白河市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の75」の次に「、12月に支給する場合には100分の85」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の35」の次に「、12月に支給する場合には100分の40」を加える。

附則第15項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の0.675」の次に「、12月に支給する場合には100分の0.765」を、「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の75」の次に「、12月に支給する場合には100分の85」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条、第5条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
再任用職員以 外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	125,700	195,800	232,600	267,000	294,200	325,800	371,300
	2	126,800	197,600	234,300	269,100	296,500	328,100	374,000
	3	128,400	199,500	235,900	271,100	298,800	330,400	376,600
	4	129,500	201,300	237,600	273,200	301,100	332,700	379,300
	5	130,300	202,900	239,100	275,200	303,300	335,000	381,400
	6	131,400	204,700	240,700	277,300	305,600	337,100	384,000
	7	132,900	206,500	242,400	279,300	307,800	339,400	386,500
	8	134,000	208,200	244,000	281,400	310,000	341,700	389,100
	9	134,900	209,900	245,600	283,600	312,300	343,900	391,700
	10	136,000	211,800	247,100	285,600	314,600	346,100	394,400
	11	137,400	213,600	248,700	287,700	316,900	348,200	397,100
	12	138,500	215,400	250,200	289,900	319,200	350,400	399,800
13	139,500	216,900	251,800	292,000	321,500	352,500	402,400	

14	140,600	218,800	253,200	294,100	323,600	354,500	404,700
15	141,900	220,600	254,700	296,200	325,800	356,600	407,000
16	143,000	222,400	256,200	298,200	328,000	358,800	409,400
17	144,100	224,200	257,700	300,300	330,300	360,700	411,300
18	145,200	225,900	259,600	302,400	332,400	362,700	413,300
19	146,400	227,600	261,400	304,600	334,500	364,700	415,200
20	147,500	229,200	263,300	306,700	336,600	366,700	417,100
21	148,700	230,700	265,000	308,800	338,700	368,700	419,000
22	149,900	232,500	266,900	310,900	340,800	370,700	420,800
23	151,000	234,100	268,700	313,000	342,900	372,600	422,700
24	152,100	235,700	270,600	315,100	345,000	374,600	424,600
25	153,200	237,200	272,600	317,100	346,600	376,600	426,500
26	154,600	238,800	274,400	319,200	348,600	378,600	428,000
27	155,900	240,200	276,300	321,300	350,600	380,600	429,600
28	157,300	241,600	278,300	323,400	352,600	382,700	431,200
29	158,700	242,900	280,100	325,400	354,400	384,400	432,900
30	160,200	244,000	282,000	327,500	356,300	386,200	434,200
31	161,700	245,300	283,900	329,600	358,200	388,000	435,500
32	163,300	246,500	285,800	331,700	360,000	389,800	436,800
33	164,700	247,800	287,500	333,300	362,000	391,400	438,000
34	166,300	249,200	289,400	335,300	363,800	392,800	439,300
35	167,800	250,500	291,300	337,400	365,600	394,300	440,700
36	169,300	251,800	293,100	339,500	367,500	395,900	442,000
37	170,800	252,900	294,900	341,500	369,000	397,500	443,200
38	173,500	254,400	296,700	343,500	370,300	398,700	444,000
39	176,100	255,800	298,500	345,500	371,700	400,000	444,800
40	178,800	257,400	300,400	347,500	373,100	401,200	445,600
41	181,700	258,900	302,300	349,500	374,400	402,400	446,200
42	183,400	260,300	304,000	351,400	375,400	403,600	446,900
43	185,200	261,700	305,700	353,300	376,500	404,700	447,600
44	186,900	263,100	307,400	355,100	377,600	405,800	448,400
45	188,400	264,400	309,100	356,800	378,600	406,600	449,200

46	190,300	265,800	310,800	358,300	379,400	407,300	450,000
47	192,100	267,200	312,500	359,800	380,300	408,000	450,500
48	193,800	268,500	314,200	361,300	381,200	408,600	451,200
49	195,500	269,800	315,400	362,800	382,200	409,200	451,700
50	197,100	271,100	316,900	363,700	383,000	409,800	452,100
51	198,600	272,300	318,500	364,800	383,700	410,400	452,500
52	200,100	273,600	320,200	365,800	384,600	411,000	452,900
53	201,400	274,800	321,900	366,800	385,300	411,400	453,400
54	202,800	276,000	323,400	367,900	386,000	411,700	453,800
55	204,100	277,300	325,000	369,000	386,700	412,000	454,100
56	205,300	278,600	326,600	370,000	387,400	412,300	454,400
57	206,800	279,800	328,200	370,900	388,000	412,500	454,700
58	208,100	280,900	329,400	371,600	388,600	412,900	455,100
59	209,500	282,000	330,600	372,300	389,200	413,200	455,400
60	210,800	283,100	331,800	373,000	389,900	413,400	455,600
61	212,000	284,200	332,700	373,300	390,400	413,900	455,900
62	213,300	285,200	333,600	373,900	391,000	414,100	
63	214,700	286,200	334,400	374,600	391,600	414,400	
64	216,000	287,200	335,200	375,300	392,200	414,700	
65	217,200	288,100	336,100	375,800	392,600	415,000	
66	218,300	289,000	336,500	376,500	393,300	415,300	
67	219,300	289,900	337,300	377,200	393,900	415,500	
68	220,500	290,800	338,100	377,800	394,500	415,800	
69	221,600	291,700	338,800	378,300	394,900	416,100	
70	222,700	292,400	339,500	378,900	395,400	416,400	
71	223,600	293,200	340,200	379,500	396,100	416,700	
72	224,500	294,100	340,900	380,100	396,600	416,900	
73	225,300	295,000	341,500	380,600	396,900	417,100	
74	226,200	295,500	342,100	381,200	397,400	417,400	
75	227,100	295,900	342,700	381,900	397,700	417,700	
76	228,000	296,300	343,200	382,500	398,100	417,900	
77	228,800	296,500	343,500	383,000	398,400	418,100	

78	229,700	296,900	344,000	383,500	398,700
79	230,700	297,300	344,500	384,100	399,000
80	231,600	297,600	345,000	384,600	399,200
81	232,400	297,800	345,400	385,100	399,400
82	233,400	298,100	345,900	385,700	399,800
83	234,400	298,400	346,400	386,100	400,100
84	235,400	298,700	346,900	386,500	400,300
85	236,200	299,000	347,300	386,900	400,500
86	237,000	299,300	347,700	387,400	401,100
87	237,700	299,600	348,200	387,800	401,800
88	238,500	300,000	348,600	388,100	402,500
89	239,400	300,300	348,900	388,600	402,900
90	240,100	300,600	349,400	389,200	403,400
91	240,800	301,000	349,900	389,700	403,800
92	241,500	301,300	350,300	390,100	404,400
93	242,200	301,500	350,500	390,300	404,900
94	243,000	301,800	350,900	390,600	
95	243,800	302,200	351,400	391,000	
96	244,500	302,600	351,800	391,400	
97	245,300	302,800	351,900	391,700	
98	246,100	303,100	352,400	392,200	
99	246,800	303,400	352,700	392,600	
100	247,500	303,800	353,100	393,000	
101	248,200	304,000	353,500	393,300	
102	248,900	304,400	353,900		
103	249,600	304,800	354,300		
104	250,300	305,100	354,600		
105	251,100	305,300	355,100		
106	251,600	305,600	355,500		
107	252,100	306,000	355,900		
108	252,600	306,300	356,300		
109	252,900	306,500	356,700		

	110		306,900	357,000				
	111		307,300	357,400				
	112		307,600	357,700				
	113		307,700	358,200				
	114		308,100					
	115		308,300					
	116		308,700					
	117		308,900					
	118		309,100					
	119		309,400					
	120		309,600					
	121		309,900					
	122		310,200					
	123		310,500					
	124		310,800					
	125		311,100					
再任用職員		191,700	220,000	261,100	281,100	296,600	322,600	365,400

第2条 白河市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「5万2,500円」を「4万6,500円」に改める。

第22条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則第15項中「、6月に支給する場合においては100分の0.675、12月に支給する場合においては100分の0.765」を「100分の72」に、「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の80」に改める。

(白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年白河市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の155」を「100分の160」に改める。

第4条 白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第21条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合には」を加え、「」とあるのは「100分の150」と、「」を「、12月に支給する場合には」に、「100分の160」を「100分の155」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

号給	給料月額
1	381,000円
2	431,000円
3	484,000円
4	547,000円
5	624,000円
6	729,000円
7	853,000円

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の白河市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の白河市職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与（白河市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年白河市条例第7号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第3条の規定による改正前の白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項から第5項の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第10号

白河市篤志教育振興基金条例を廃止する条例

白河市篤志教育振興基金条例（平成17年白河市条例第71号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、廃止前の白河市篤志教育振興基金条例に基づく基金に属していた現金その他の財産は、施行日において、白河市育英基金条例（平成20年白河市条例第9号）に基づく基金に属するものとする。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第11号

白河市育英基金条例の一部を改正する条例

白河市育英基金条例（平成20年白河市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「奨学資金及び大学入学一時金の貸与」を「白河市ガンバルしらかわ人奨学資金支給」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木 和 夫

議案第12号

白河市東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する 条例

白河市東日本大震災復興交付金基金条例（平成24年白河市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市税条例の一部を改正する条例

白河市税条例（平成 17 年白河市条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条から第 17 条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第 8 条 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 15 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内において、その者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 市長は、法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第 4 項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第 2 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第 3 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

（徴収猶予の申請手続等）

第 9 条 法第 15 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は

分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）

- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
 - 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
 - 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
 - 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
 - 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
 - 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。
 - 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。
（職権による換価の猶予の手続等）
- 第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、第8条第1項の規定を準用する。
- 2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
 - 3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
 - (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

- 第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。
- 2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、第8条第1項の規定を準用する。
- 3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
- 4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
 - (2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
 - (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額
- 5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 第9条第1項第6号に掲げる事項
 - (2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項
 - (3) 第4項第3号に掲げる事項
- 7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がある場合)

第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第13条から第17条まで 削除

第18条中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第23条第3項中「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」を「令」に改める。

第51条第2項第1号中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号」を「及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)」に改める。

第139条の3第2項第1号中「個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第51条第2項第1号及び第139条の3第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の白河市税条例（以下「新条例」という。）第8条、第9条及び第12条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「平成28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される平成28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「平成28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第10条及び第12条（平成28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた平成28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第11条及び第12条（平成28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

白河市放課後児童クラブ条例（平成19年白河市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「放課後児童で、」の次に「白河市立小学校及び中学校条例（平成17年白河市条例第155号）第2条に規定する」を加える。

第9条を第12条とし、第8条の次に次の3条を加える。

（保育料）

第9条 児童クラブの保育料は、一人につき月額3,000円とする。ただし、同一世帯に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校（以下この項において「小学校」という。）に2人以上いるときにおける年長者から数えて2人目の放課後児童に係る保育料は月額1,500円とし、同一世帯に小学校に3人以上いるときにおける年長者から数えて3人目以降の放課後児童に係る保育料は無料とする。

2 月の途中で入退会した場合の保育料の額は、児童クラブの開所日数に応じ、日割りにより計算するものとする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（保育料の減免）

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、保育料を減額し、又は免除することができる。

（保育料の不還付）

第11条 既に納付された保育料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第9条の規定は、この条例の施行の日以後の入会の承諾に係る保育料について適用し、同日前の入会の承諾に係る保育料については、なお従前の例による。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第15号

白河市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を
改正する条例

白河市重度心身障害者医療費の給付に関する条例（平成17年白河市条例第91号）の
一部を次のように改正する。

第3条第6号中「同条第22項」を「同条第25項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第16号

白河市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

白河市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例（平成26年白河市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に、「主任介護支援専門員研修を」の次に「修了した者であつて、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

白河市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年白河市条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 運営に関する基準（第50条—第59条）」を
第4章 認知症対応型通所介護

「第4節 運営に関する
第3章の2 地域密着
第1節 基本方針（
第2節 人員に関する
第3節 設備に関する
第4節 運営に関する
第5節 指定療養通
第1款 この節の
第2款 人員に関する
第3款 設備に関する
第4款 運営に関する
第4章 認知症対応型

る基準（第50条—第59条）

型通所介護

第59条の2）

る基準（第59条の3・第59条の4）

る基準（第59条の5）

る基準（第59条の6—第59条の20）

所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）

する基準（第59条の23・第59条の24）

する基準（第59条の25・第59条の26）

する基準（第59条の27—第59条の38）

通所介護

第14条中「及び第67条」を「、第59条の6、第59条の28及び第59条の29」に改める。

第16条及び第17条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第30条第2項及び第54条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

第59条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域

密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者(以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務

している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

- 第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

- 第59条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

- (2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第59条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第59条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) おむつ代
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第59条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第59条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第59条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第59条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第59条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第59条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第59条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第59条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、第59条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関す

る諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第59条の21 第1節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であつて、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であつて、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第59条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であつて専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第59条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重

要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第59条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第59条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師又は当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談

援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第59条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第59条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第59条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービス

を提供できるよう、利用者の主治の医師又は当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第59条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

- 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18条第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

第60条中「(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)」を削る。

第65条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「指定居宅介護支援」の次に「(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)」を、「介護保険施設」の次に「(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)」を加える。

第67条及び第68条を次のように改める。

第67条及び第68条 削除

第69条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を加える。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第72条を次のように改める。

第72条 削除

第73条第4号中「第75条において同じ。」を削る。

第74条から第78条までを次のように改める。

第74条から第78条まで 削除

第78条の2を削る。

第79条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第59条の18第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第80条中「及び第53条」を「、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18まで」に、「読み替えるものとする」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする」に改める。

第87条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第105条を次のように改める。

第105条 削除

第107条第2項第8号中「第105条第2項」を「次条において準用する第59条の17第2項」に改める。

第108条中「、第72条、第74条及び第77条」を「、第59条の11、第59条の13、第59条の15及び第59条の17」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」を「第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」に、「読み替えるものとする」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする」に改める。

第109条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第127条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第128条中「、第72条、第77条」を「、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで」に、「、第104条及び第105条第1項から第4項まで」を「及び第104条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に改め、「第6章第4節」との次に「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第129条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第148条第2項第8号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第149条中「、第72条、第76条、第77条、第99条及び第105条第1項から

第4項まで」を「、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第150条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第151条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第176条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第177条中「、第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで」を「、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第189条中「、第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで」を「、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第201条第2項第10号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第202条中「、第72条、第74条、第77条」を「、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17」に、「及び第100条から第106条まで」を「、第100条から第104条まで及び第106条」に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等

の活動状況」と、」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成28年3月31日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、平成28年4月1日から白河市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、基準条例第86条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第18号

白河市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

白河市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年白河市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「(第62条第1項において「地域包括支援センター」という。)」を削る。

第9条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第39条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第39条に次の1項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第62条を次のように改める。

第62条 削除

第64条第2項第8号中「第62条第2項」を「次条において準用する第39条第2項」に改める。

第65条中「及び第38条」を「から第39条まで」に、「読み替える」を「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」

と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第85条第2項第7号中「第62条第2項」を「第39条第2項」に改める。

第86条中「第38条」の次に「、第39条」を加え、「、第61条及び第62条」を「及び第61条」に改め、「第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、」の次に「第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、」を加え、「と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成28年3月31日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、平成28年4月1日から白河市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、基準条例第48条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第19号

白河市企業立地促進条例の一部を改正する条例

白河市企業立地促進条例（平成17年白河市条例第125号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成28年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市中心市街地市民交流センター条例の一部を改正する 条例

白河市中心市街地市民交流センター条例（平成17年白河市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第6条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の許可において、別表に規定するカフェスペース、チャレンジショップ、フリーマーケットボックス又はテナントブースにあつては、1年以内の期間を単位として利用を許可するものとする。

第7条第2項中「ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない」を「この場合において、別表に規定するカフェスペース、チャレンジショップ、フリーマーケットボックス又はテナントブースにあつては、1月ごととする」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。別表を次のように改める。

別表（第7条、第18条関係）

施設		利用単位	使用料
会議室	小	1時間につき	100円
	中	1時間につき	200円
	大	1時間につき	300円
ギャラリー	小	1時間につき	100円
	中	1時間につき	200円
	大	1時間につき	300円
和室		1時間につき	100円
多目的スペース	小	1時間につき	100円
	大	1時間につき	400円
調理実習室		1時間につき	200円
カフェスペース		1月につき	3,600円
チャレンジショップ	A	1月につき	25,500円
	B	1月につき	7,300円
フリーマーケットボックス		1月につき	500円
テナントブース	1	1月につき	43,800円
	2、5、9	1月につき	7,300円
	3	1月につき	40,100円
	4	1月につき	32,800円
	6、8	1月につき	10,900円
	7	1月につき	14,600円

	10	1月につき	62,000円
--	----	-------	---------

備考

- 1 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。
- 2 カフェスペース、チャレンジショップ、フリーマーケットボックス又はテナントブースの使用料は、毎月1日を基準日として算出し、その月の利用期間が1月に満たない場合は、1月とする。
- 3 会議室、ギャラリー、和室、多目的スペース又は調理実習室を準備又は後片付けのために利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額とする。
- 4 会議室、ギャラリー、和室、多目的スペース又は調理実習室において、利用者がそれらの施設に入場する者から入場料を徴収する場合（名称を問わず、入場者から入場の対価を徴することをいう。）の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 5 営利目的で利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の3倍の額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用の許可に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 第6条の規定による許可の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第 21 号

白河市下水道条例の一部を改正する条例

白河市下水道条例（平成17年白河市条例第147号）の一部を次のように改正する。
別表第1に備考として次のように加える。

備考

- 1 この表において「一般汚水」とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。
- 2 この表において「公衆浴場汚水」とは、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により福島県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場から排除される汚水をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第 22 号

白河市営住宅合併処理浄化槽使用条例の一部を改正する条例

白河市営住宅合併処理浄化槽使用条例（平成 20 年白河市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「外面市営住宅 3 号棟、」を削る。

第 2 条の表外面市営住宅 3 号棟合併処理浄化槽の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 28 年 3 月 2 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

議案第23号

白河市大学入学一時金貸与条例の一部を改正する条例

白河市大学入学一時金貸与条例（平成19年白河市条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

白河市入学一時金貸与条例

第1条中「大学」の次に「又は専修学校（修業年限が2年以上の専門課程に限る。）」を加える。

第7条第2項中「若しくは」を「又は」に改め、「返還期限前に」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第24号

白河市白河市民会館条例を廃止する条例

白河市白河市民会館条例（平成17年白河市条例第168号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第25号

白河市文化センター条例を廃止する条例

白河市文化センター条例（平成17年白河市条例第170号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例
及び白河市水道事業給水条例の一部を改正する等の条例

(白河市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 白河市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成17年白河市条例第183号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「63, 290人」を「60, 820人」に、「33, 510立方メートル」を「27, 080立方メートル」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

名称	給水区域
白河市水道事業	1 白河市和尚壇、南真舟、北真舟、会津町、郭内、立石、立石山、昭和町、仁井町、南堀川端、道場町、細工町、一番町、四ツ谷、日向、日影、道場小路、勘定町、鷹匠町、登り町、南登り町、南堀切、風神下、風神山東、二番町、転坂、三番町、七番町、鶴芝、花見坂、九番町、九番町西裏、米山越、三本松、松並、天神町、中町、中町北裏、金屋町、宰領町、白井掛、巡り矢、愛宕町、八幡小路、大工町、白井掛下、新蔵町、向新蔵、友月山、袋町、手代町、上ノ台、馬町裏、本町、本町北裏、南町、横町、追廻、田町、士多町、士多町東、明戸、旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、北中川原、寺小路、鍛冶町、桜町、年貢町、蛇石、八百屋町、円明寺、菖蒲沢、東前町、馬町、馬町下、番士小路、向寺、弥次郎窪、田中山、金勝寺、石切場、葉ノ木平、関川窪、豊年、文珠山、女石、米村道北、高山、栄町、八竜神、中田、結城、五番町川原、金鈴、薄葉、内薄葉、外薄葉、六反山、飯沢、飯沢山、金勝寺東、鶴巻山、金子平、新大久保、羅漢前、羅漢、夏梨子前、藤沢山、中山、中山下、中山南、中山東、的石前、和尚壇山、北登り町、北堀切、真舟、塩路山、北堀川端、藤沢、高山西、新高山、古高山、新池、古池、中野山、大坂山、大暮矢見山、老久保、老久保山、小丸山、西小丸山、東小丸山、与惣小屋、与惣小屋山、西三坂、西三坂山、東三坂山、西大沼、東大沼、三本松山、鬼越、鬼越山、鬼越道下、影鬼越、池下、池下裏、菅生館、五郎窪山、焰硝蔵山、土武塚、合戦坂、合戦坂道上、合戦坂道下、五郎窪、新道、北裏、池下向山、十三原道下、丸小山、上ノ原、瀬戸原、南家ノ前、下座場、金神山、八幡山、屋敷添、夏梨、中島、裏山、上野

原、梨木平、南湖、入道坂、火打石、新夏梨、前山、道東、三ツ峯、家ノ前、南池下、南池下山、南菖蒲沢、新白河一丁目、新白河二丁目、新白河三丁目、新白河四丁目、新白河五丁目、みさか一丁目、みさか二丁目、羅漢山、大手町

豊地前田、豊地大谷地、豊地桜地、豊地砂田、豊地上弥次郎、豊地弥次郎、豊地御成場、豊地取草、豊地治右エ門谷地、豊地清水久保、豊地牛房作、豊地米古沢、豊地羽根石、豊地池下、豊地川外

大鹿島、大鹿島前、大搦目、大搦目前、大搦目山、大北ノ内、大鳥居橋前、大樋越、大森ノ内、大荻ヶ山、大桜岡裏山の一部、大桜岡前山の一部、大堂ヶ作の一部、大本社入、大羅漢前、大前桜岡

関辺引目橋、関边上ノ原、関辺川前、関辺小金、関辺大北向、関边上谷地、関辺松並、関辺大沢、関辺五木沢、関辺瀬戸、関辺不動山、関辺中田、関辺中道上、関辺中道下、関辺カケン沢、関辺金子沢、関边上ノ代、関辺前林、関辺下林、関辺本沢、関辺飛輪沢、関辺八幡山、関辺後津内、関辺大久保、関辺西方、関辺坊ノ内、関辺西ノ内、関辺丸沢、関辺石田、関辺竹花、関辺地藏前、関辺瀬戸谷地、関辺田中山、関辺谷地、関辺池下、関辺油久保、関辺谷中、関辺吉ヶ沢、関辺新道

双石下日影、双石山崎、双石大門、双石木ノ下、双石葉ノ木渡、双石上土居下、双石下土居下、双石高ノ巢、双石塚田、双石新山下、双石新玉坂、双石飛鳥前、双石橋本、双石高田、双石五斗蒔、双石松ノ木田、双石湯名田、双石八幡免、双石竹ノ花、双石六本木、双石炭焼田、双石柳町、双石久根花、双石畑田、双石上日影、双石坊ノ入、双石広久保、双石中山下、双石中山、双石形見坂、双石横峯、双石堤山、双石玉坂、双石古屋敷、双石滝ノ尻、双石日向、双石新田、双石荒神入、双石大瀧、双石向井、双石銅屋ヶ入、双石柏ノ木、双石前ノ内、双石四ツ辻、双石墓化、双石流石久保、双石山下、双石板谷地、双石屋敷免、双石麦ノ内、双石上根岸、双石下根岸

萱根金ヶ平、萱根西ノ内、萱根下根田ヶ入、萱根猪馬場、萱根向山、萱根牛子清水、萱根玄台、萱根蟹沢の一部、萱根根田ヶ沢入山、萱根夕日、萱根上根田ヶ入、萱根鎮守前の一部、萱根宿尻の一部、萱根鳥子前の一部、萱根沖田の一部、萱根向谷地の一部

白坂愛宕山、白坂石阿弥陀、白坂一里段、白坂牛清水、白坂大倉矢見、白坂大平、白坂小田倉沢、白坂御茶屋、白坂勝

多石、白坂皮籠、白坂勝負沢、白坂、白坂新愛宕山、白坂新石阿弥陀、白坂新一里段、白坂新皮籠、白坂新切、白坂新三輪台、白坂新芳野、白坂陣場、白坂鷹巣の一部、白坂鶴子山、白坂鶴巻、白坂八幡山、白坂八竜神、白坂二十日森、白坂松ヶ苗、白坂三輪台、白坂八雲山、白坂芳野、白坂下黒川、白坂馬落崖、白坂明神、白坂松峯の一部

白河市表郷金山字

赤沼、愛宕山、荒屋、井戸尻、犬神、石畑、井戸入、宇堂、後沢田、上川原、上谷地、久ノ内、越堀、笹凹、下ノ内、下川原、菅辻、瀬戸原、竹ノ内、高梨沢、長者久保、鶴子山、天神前、百目木、深ツ田、藤川原、前沢田、曲り田、前原、狸山、広畑、養沢、矢町、二ツ堂、大川内、白旗、仲町、広町、天神山、篠柄山、拝原、横川、下谷地、御判塚、小手川原、滝ノ凹、小石沢、蒔ノ内

白河市表郷梁森字

石崎、井ノ花、池ノ入、榎内、榎口、栗口、瀬戸原、関前、中神、水口、焼松、返り町、沖田、中野沢、和名場

白河市表郷高木字

押上、神前、上宿、滝ノ上、六斗蒔、西谷地、川向、山下、向山、和平、花輪、高野峰、四斗蒔、田渕

白河市表郷三森字

石橋、上丁、熊ノ前、清水、下道下、下原道上、月桜、都々古下、下谷地、仲ノ内、中ノ町、盗人沢、柳町、大沢、広町、川向

白河市表郷下羽原字

五輪割、下原、塚本、東防シ多、吉田、反り多、入宇多、五斗蒔、八斗蒔

白河市表郷内松字

上河原、五斗蒔、作田、四斗蒔、辻道、中河原、勝見坂、竹花、中林、滝ヶ沢、下河原、坪ヶ沢、清水久保、深山沢、中尾縄、長沢、桑木立

白河市表郷中野字

岩崎、上ノ原、才ノ内、正司尻、下滝沢、滝沢、中ハノキ沢、ハノキ沢、東原、柳橋、柳橋向、中才ノ内、柳橋前、岩崎東、柳橋入、下才ノ内、山神入、岩崎向、小山下、雷神山、下社壇、東原下、御館、下ハノキ沢、社壇、前山、中野、式部内

白河市表郷番沢字

綾釣、上大、漆方、大窪、鹿ノ内、久ノ内、御殿ヶ入、御

殿ヶ入二飛山、里見、桜平、上願、下田、硯石、関根、滝ノ森、成金、西沢、原、日向、樋ノ口、松上、山下、山田、柳沼、和田、吉ノ目、大河内、大仙、落合、谷中、西沖田、大平、師岡、沖ノ前、桜下、五斗蒔、緑山、道場面、背戸山、天狗

白河市表郷社田字

上谷地、背戸山、玉岡、太夫屋敷、前山、白旗、久保田、松田、旗芦渚、橋場、関前、河田、河原、出水、巡屋、火打山、上高萩

白河市表郷小松字

大岡、上高萩、北ノ内、北田、下高萩、甚平山、中里、西町、日向、東町、前作原、谷地道、清水前、中山、西山、井戸ヶ入、後山、入会、前山、大作山、坂下、横峰、隠久保、弓ノ内、中田、東山、館ヶ沢、滝ノ平、古屋敷、川向、山神沢

白河市表郷八幡字

岩下、石前、扇田、上久保田、上後久保、御供田、宿前、堤田、中ノ割、東前、福崎、宝口、宮下、和田、上長橋、阿瀬美、馬場、大山下、通戸、中合内、下長橋、上谷地中、打越、筵内、高山沢、後山、下久保田、池平、三斗蒔、駒根木、大作、己生沢、前山、寺ノ後、社坂、寿福山、前沢、桜平、赤坂、手子塚、牛房ヶ作、大山、梅ヶ沢、栗木内、作田、忠ヶ沢、井戸ヶ入、堀越、滝ヶ作、堂平

白河市表郷中寺字

家ノ前、八升蒔、屋敷、上沢目、川田、向河原、机、水引

白河市表郷堀之内字

中ノ久保、舟戸、堀ノ内、山ノ神、十二段、舟見山、二本木、鶴子谷、中島、一石沢、谷地、南田、沼、土城、越沢

白河市表郷河東田字

寺平、天王下、屋敷、横枕、アラ田、下谷地、久保田、作田

白河市表郷深渡戸字

大山、久保、西原、森前、東、トン松、中ノ才、川田、境田

白河市東釜子字

鹿島山、若栗、大山、畑中、三舛蒔、百目木、長峯、早稲田、日向、前殿山、本町、矢越山、鍵、東浦、九舛地、枇杷山、川田、大仙山、大師山、陣ヶ平、薄久保、秋山、古峯ノ内、曲り町、高橋、西ノ内、熊ノ森、殿田表、北町、龍ヶ窪、

引戰場、原田、森ノ前、中田、三斗蒔、狐内、勾踐山、横俵、街道下、二本木、日向前、山ノ内、矢越田、藤山、無空地、金堀沢、谷口、宮替、坂下、中平、伊坪平、若東、若田、姥平、中山、東谷地山、中子山、下若栗、傾城窪、中ノ久保、大日向、坂影、苗木山、八斗蒔、前原、庭渡、屋敷前、金木薬、五斗蒔、仁田ノ草、練貫、背戸原、東大久保、大久保、新百目木、天引、高山、東高山、草倉坂、東草倉坂、柳町、釜橋、田町、向町、三舛蒔大山、若園、新秋山、新薄久保、新畑中、新大山、鹿島、新金堀沢

白河市東千田字

明神前、正札、孫八、瀬戸山、桜波、下原、西ノ内、大師前、八斗蒔、天王入、堂沢、上ノ目、南沢、水境、前沢、高山、佛ヶ作、丹波沢、坊山、古屋敷、愛宕山、中山、前山、小梅ヶ作、細入、西町、桜町、柳町、前千田、新高山、新下原、新前山

白河市東栃本字

尺阿見、前平、下市倉、市倉、下野内、下本郷、下寺内、南向田、作田入、宿畑、榊形、上寺内、上本郷、尺阿見裏山、入山、尺阿見前、西尺阿見、三斗蒔、一倉裏山、市倉前、下三斗蒔、古原、羽前場、小井田、新田、八斗蒔、三舛蒔、源平田、下本郷裏山、金塚、向山、千田堤、田中、佛ヶ入、坊ノ久保、昭和、愛宕下、前栃本、後栃本、新上寺内、新前平

白河市東形見字

東地、岩崎、神々面、宿、池ノ入、祝方、焼米沢、下ノ内、宮下、吉原、市場、久保、前道入、荒神、久伝、仲田、日向前、北田、五ヶ山、久流、上古堀田、下古堀田、後古堀田、市ノ沢、一丁目、二丁目、赤目沢、アマ作、梅ヶ作、桑久保、古堀田、池下、大反田、水境、大作、小堤、道ノ入、谷地ヶ作

白河市東燕内字

狐久保、新池下、庚段、駒橋、新屋敷、岩沢、南屋敷、水神平、屋敷前、向庚段、冬住、大久保、三蔵久保、西浦、庚子司、富田、石塚、栄田、新冬住

白河市東深仁井田字

天上林、刈敷坂、道山、道山下、辻ヶ原、陣ヶ平、原田向、千代ノ岡、林下、反畑、滝下、小河、東新田、西新田

白河市東上野出島字

一ノ沢、屋敷前、竹ノ内、入久保、堂ノ前、虚空蔵、新山、蟹沢、木椀山、大明神、髭内、林崎、干草場、駒方、中ノ作、

後山、阿弥陀前、反田、飯塚、反町、佐平林、谷地前、源兵
 五池、野崎、陰ノ原、中峯、三ツ池、大山、板倉前、館山、
 西原、小丸山、三筋、赤根久保、深沢、筑内、野土平、新空
 地、大久保、笹山、羽黒、鍛冶久保、天神沢、藪、坂上、坂
 下、地屋前、鶴蒔田、五斗蒔、柏原、長峯、下白内、後田、
 中山、萱久保、切道志、薬師前、大平、天狗平、天王下、勝
 善山、大竹、篠柄、鍵、笹久保、一ノ田、大橋、木ノ根原、
 滝山、前坂、蜂久保、高山、宮前、銀沢、切道師、山梨子、
 前ノ内、堰下、鍵上、上干草場、小橋、板張、才勝田、下鍵

白河市東下野出島字

産場山、油田、石原、小丸山、金塚、二本松、休場、旭田、
 滝本、五蔵田、万海、大森、坂口、吉原、牛田、坂本、髪内、
 揚土、田中、八内、反田、安道、宮川、岩井戸、池下、宇井、
 横山、鶴見山、稻荷山、大久保、石舟、蔵ヶ作、滑志、堂口、
 柳町、鶴池、六地藏、中道、関林、関下、谷地前、関上、行
 屋、中平、金根羽、池ノ入、中子山、矢武川、蟹沢、下市場、
 新坂口、新万海、新安道、関林前、岩井戸前

白河市東工業団地字

北、南

2 田島、田島入方、田島森ノ台、田島明治、田島香取、田島
 結城館、田島神田、田島黒谷、田島西宮田、田島西ノ内、田
 島松葉、田島本木前、田島巡程、田島石坂、田島館ヶ崎、田
 島里ノ前、田島竹ノ内、田島薊田、田島窪

舟田、舟田町後、舟田舟尻、舟田熊野越、舟田水口、舟田
 前原、舟田百目木

借宿竹ノ花、借宿株木、借宿神田、借宿堺田、借宿梅田、
 借宿白旗、借宿赤番沢、借宿尾柄沢、借宿鶴ヶ岡、借宿高橋、
 借宿サゴメン、借宿古内、借宿尾柄沢山

板橋屋敷、板橋蟹内、板橋辻堂、板橋竹ノ内、板橋作田、
 板橋大塚、板橋小塚、板橋西ノ内、板橋館ノ前

大久保、大桜岡前、大山崎、大桜岡、大観音前、大鳥居橋
 前、大南田、大阿弥陀前、大岩倉、大久保前、大桜岡前山の
 一部、大桜岡裏山の一部、大鷹ノ巣の一部、大堂ヶ作

萱根鎮守前、萱根七斗蒔、萱根大窪、萱根堂平、萱根金ヶ
 入、萱根北街道端、萱根根田、萱根大清水、萱根向山、萱根
 新小萱、萱根三本木、萱根五斗蒔、萱根南街道端、萱根鳥子
 山、萱根西ノ内、萱根泉田界、萱根上後谷地、萱根下後谷地、
 萱根仲田、萱根宿尻、萱根蟹沢、萱根玄台、萱根鳥子前、萱
 根牛子清水、萱根堂ノ前、萱根沖田、萱根向谷地、萱根猪馬

場、萱根下根田ヶ入、萱根棒ノ入、萱根長木原、萱根後谷地、萱根日向山、萱根金ヶ平の一部、萱根岩下、萱根上小板橋、萱根堂見池、萱根雷神山、萱根日向内の一部、萱根月ノ入、萱根桑ヶ作、萱根駒田山の一部、萱根足洗場の一部、萱根日向

本沼、本沼下河原、本沼西ノ内、本沼白坂前、本沼小山前、本沼糴田、本沼畔田、本沼瓜田、本沼北裏、本沼西裏、本沼北向、本沼宮柳、本沼芦ノ口入山、本沼日向前、本沼観音山、本沼谷地、本沼上谷地、本沼明池の一部、本沼山王山、本沼宮久保の一部、本沼入山の一部、本沼手代塚、本沼沖田の一部

久田野、久田野月影、久田野前田、久田野塚田、久田野北裏、久田野田中、久田野城内、久田野巽田、久田野西田、久田野岩崎、久田野白旗、久田野田尻、久田野蟹沢山、久田野久保田、久田野観音山、久田野笠松、久田野宮前、久田野拂川、久田野豆柄久保、久田野竹内、久田野三本松山、久田野山王寺山、久田野細入山、久田野向前山、久田野向畑、久田野豆柄山、久田野夕顔山

大和田、大和田月山、大和田南内、大和田石橋前、大和田堂ノ内、大和田後和田、大和田池ノ次、大和田池ノ入、大和田岩崎、大和田前田、大和田畑田

泉田南之内、泉田北ノ内、泉田鬼窪、泉田池ノ下、泉田大久保、泉田池ノ上、泉田弁天山、泉田七々入、泉田袖ヶ久保、泉田北ノ入

小田川の一部、小田川小田ノ里、小田川馬場、小田川十三発田、小田川下早稲田、小田川手水山、小田川岩久保、小田川一里塚、小田川里ノ根、小田川子ハ清水、小田川富貴作、小田川大山、小田川茶屋の前、小田川行屋久保、小田川天王下、小田川上早稲田、小田川町浦、小田川一本松の一部、小田川小町池、小田川七曲り、小田川古道、小田川漆房、小田川愛宕山の一部、小田川愛宕下、小田川欠下、小田川登木、小田川申倉、小田川大林の一部、小田川年納神、小田川深沢、小田川新池、小田川加茂右エ門林、小田川石山の一部、小田川竹ノ花の一部、小田川仏石、小田川二枚橋の一部

豊地古屋敷の一部、豊地箭内小屋の一部

旗宿反道、旗宿町尻、旗宿関ノ里、旗宿関ノ森、旗宿白河内、旗宿平場の一部、旗宿茂ヶ崎の一部、旗宿茂ヶ崎裏の一部、旗宿西山の一部、旗宿西田の一部、旗宿東山の一部、旗宿殿内の一部、旗宿広表の一部、旗宿稻荷山の一部、旗宿東

峯の一部、旗宿滝の一部
小田川二枚橋の一部、小田川牛清水の一部、小田川広谷地の一部
豊地筋内小屋の一部
大信隈戸字 岡ノ内、上台、上小屋、下ノ境、宮前、町尻、原ノ内、日渡、鍛冶屋場、日向屋敷、大山、町頭、堂面、天神前、竹ノ前、日向前、上ノ田、仙久内前、仙久内屋敷、菜洗場、北田、十日市、十日市前、風呂西、油内、田中、鍋内、下ノ台、谷地、大石下、新田、原町、西原、原町下、宇都野、千沢、宇都野前、横道、中田、ザラ久保、堤ノ入、強滝、柿ノ木原、隈戸、滑里川山、屋敷前、上小屋前、上小屋後、小萱、向山、滑里川、隈戸国有林43林班り・ぬ・る・を・よ・た・れ小班、隈戸国有林47林班い・に小班、赤仁田
大信下小屋字 瀧、沢入、日篁、西宿、樋ノ口、久保入、大石、日照田、諷坂、鬼越、段ノ原、日和田、地藏面、日和田裏山、裏山、宮沢、大高内、樋ノ口前、日篁前、西宿前、宮大前、日和田前、後沢
大信豊地字 飯土用、次郎平、瀬戸、日向、分切田、後長久保、沢向、松ヶ作、並木、新田
大信増見字 北田、落合、大田、下ノ田、下川原、曲淵、川田、花光地、増見、大日向、東ノ沢、天狗塚、田ノ入、上台、中沢、八幡山、清水久保、大山、外面、愛宕山、蟹沢、堂山、石久保
大信町屋字 町屋、中田、屋敷裏、道目木、古館、朴田、渋川山、渋川、沢田
大信上新城字 鳥居田、屋敷、西畑、原畑、六斗蒔、前田、中道、大久保
大信中新城字 内屋敷、村内、金畑、新赤沼、弥平田、赤沼、西畑、坂東、赤坂裏、板萩、杉東、赤坂、杉ノ前、塩沢、愛宕山、入塩沢、赤坂前、愛宕前、村東
大信下新城字 北ノ内、万歳、千才、下谷地田、金谷土、久保畠、野寺、岩ノ前、北山、和久、下原、若内、上原、薄掛作田、寺平前、堀米、古保木、池下、桑ノ木田、蔵ノ上、山下、八斗蒔、大

	新田、竹ノ下、西川原、東区、中区、西区、江見田、野寺前、梅ノ木、松ノ原
	大信田園町府

(白河市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 白河市水道事業給水条例(平成17年白河市条例第185号)の一部を次のように改正する。

第2条中「平成17年白河市条例第183号」の次に「。以下「設置条例」という。」を加える。

第30条第2項並びに第32条第1項及び第2項中、「給水管」を「メーター」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第27条関係)

1 設置条例別表第2の表中1の款に掲げる給水区域に係る料金

区分		基本料金(1月につき)	水量料金
メーターの 口径	13ミリメートル	529.20円	1立方メートルから10立 方メートルまで
	20ミリメートル	1,425.60円	1立方メートルにつき66. 96円
	25ミリメートル	2,322.00円	11立方メートルから20 立方メートルまで
	30ミリメートル	3,650.40円	1立方メートルにつき11 0.16円
	40ミリメートル	7,117.20円	20立方メートルを超える もの1立方メートルにつき 208.44円
	50ミリメートル	10,540.80円	
	75ミリメートル	26,395.20円	
	100ミリメートル	45,846.00円	
臨時用			1立方メートルにつき35 6.40円
消火栓目的外使用の場合			1栓10分間につき2,4 62.40円
公衆浴場に水道を使用する場合			1立方メートルから200 立方メートルまで 1立方メートルにつき36. 72円 200立方メートルを超え るもの 1立方メートルにつき55. 08円

備考

1 料金は、基本料金と水量料金との合計額とする。

2 前項の規定に基づき算定される額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 この表において「公衆浴場」とは、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により福島県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場をいう。

2 設置条例別表第2の表中2の款に掲げる給水区域に係る料金

区分		基本料金（1月につき）	水量料金
メーターの 口径	13ミリメートル	529.20円	1立方メートルから10立 方メートルまで
	20ミリメートル	810.00円	
	25ミリメートル	1,015.20円	1立方メートルにつき66. 96円
	30ミリメートル	1,220.40円	
	40ミリメートル	1,620.00円	11立方メートルから20 立方メートルまで
	50ミリメートル	2,030.40円	
	75ミリメートル	3,045.60円	1立方メートルにつき11 0.16円
	100ミリメートル	4,071.60円	
	125ミリメートル	5,086.80円	20立方メートルを超える もの 1立方メートルにつき13 2.84円
臨時用			1立方メートルにつき35 6.40円
消火栓目的外使用の場合			1栓10分間につき2,4 62.40円
公衆浴場に水道を使用する場合			1立方メートルから200 立方メートルまで 1立方メートルにつき36. 72円 200立方メートルを超え るもの 1立方メートルにつき55. 08円

備考

- 1 料金は、基本料金と水量料金との合計額とする。
- 2 前項の規定に基づき算定される額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 この表において「公衆浴場」とは、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省

令第38号)第2条の規定により福島県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場をいう。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第32条関係)

加入金

メーターの口径	金額
13ミリメートル	64,800円
20ミリメートル	118,800円
25ミリメートル	248,400円
30ミリメートル	378,000円
40ミリメートル	756,000円
50ミリメートル	1,296,000円
75ミリメートル	3,456,000円
100ミリメートル	5,616,000円
125ミリメートル	管理者が別に定める。

(白河市簡易水道条例及び白河市赤仁田簡易給水施設条例の廃止)

第3条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 白河市簡易水道条例(平成17年白河市条例第187号)
- (2) 白河市赤仁田簡易給水施設条例(平成17年白河市条例第188号)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(白河市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第3条の規定による廃止前の白河市簡易水道及び白河市赤仁田簡易給水施設条例(以下「旧簡水条例」という。)の規定により給水を受けていた区域の平成28年4月使用分から同年9月使用分までの間の料金は、第2条の規定による改正後の白河市水道事業給水条例の規定にかかわらず、なお旧簡水条例の例による。

(白河市簡易水道条例及び白河市赤仁田簡易給水施設条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の日の前日までに、旧簡水条例の規定により課した料金又は課すべきであった料金の徴収並びに行われた処分、手続その他の行為については、なお旧簡水条例の例による。

(白河市特別会計条例の一部改正)

第4条 白河市特別会計条例(平成17年白河市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第1条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

(白河市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 前条の規定による改正前の白河市特別会計条例の規定による簡易水道事業特別会計の平成27年度の収入及び支出並びに同年度決算については、なお従前の例による。

(白河市水道事業経営審議会条例の一部改正)

第6条 白河市水道事業経営審議会条例(平成18年白河市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び簡易水道事業」を削る。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第27号

(仮称)大信地域市民交流センター整備事業建築工事請負
契約の一部変更について

平成27年7月17日市議会の議決を受けた議案第92号(仮称)大信地域市民交流センター整備事業建築工事請負契約についての一部を次のように変更する。

工期中「平成28年3月31日」を「平成28年5月31日」に変更する。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第28号

白河市公共下水道白河都市環境センター改築工事委託に関する協定の一部変更について

平成27年6月19日市議会の議決を受けた議案第84号白河市公共下水道白河都市環境センター改築工事委託に関する協定についての一部を次のように変更する。

委託の金額中「306,000,000円」を「296,744,800円」に変更する。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第29号

白河中央中学校建設事業校舎建設建築工事請負契約の一部
変更について

平成25年11月5日市議会の議決を受けた議案第116号白河中央中学校建設事業校舎建設建築工事請負契約についての一部を次のように変更する。

契約金額中「1,603,125,000円」を「1,683,918,720円」に変更する。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第30号

白河中央中学校建設事業校舎建設電気設備工事請負契約の
一部変更について

平成25年11月5日市議会の議決を受けた議案第117号白河中央中学校建設事業校舎建設電気設備工事請負契約についての一部を次のように変更する。

契約金額中「248,724,000円」を「252,393,840円」に変更する。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第 31 号

白河中央中学校建設事業校舎建設暖冷房衛生設備工事請負
契約の一部変更について

平成 25 年 11 月 5 日市議会の議決を受けた議案第 118 号白河中央中学校建設事業校舎建設暖冷房衛生設備工事請負契約についての一部を次のように変更する。

契約金額中「253,062,360円」を「257,340,240円」に変更する。

平成 28 年 3 月 2 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

議案第32号

小峰城跡（竹之丸）ほか石垣復旧工事請負契約の一部変更
について

平成26年6月27日市議会の議決を受けた議案第132号小峰城跡（竹之丸）ほか石垣復旧工事請負契約についての一部を次のように変更する。

契約金額中「749,950,920円」を「750,109,680円」に変更する。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第33号

小峰城跡（本丸西面）ほか石垣復旧工事請負契約の一部変更について

平成27年6月19日市議会の議決を受けた議案第86号小峰城跡（本丸西面）ほか石垣復旧工事請負契約についての一部を次のように変更する。

工期中「平成28年3月28日」を「平成29年1月31日」に変更する。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第34号

不動産の取得について

市は、次のとおり不動産を取得する。

1 目的

国指定史跡「小峰城跡」の保存及び活用に供するため

2 取得する不動産の表示

(1) 所在

白河市郭内地内

(2) 種別（地目）

地 積

土地（山林） 9, 156. 00平方メートル

(3) 種別（樹種）

本 数

立木（杉） 1, 400本

立木（桧） 153本

立木（その他用材） 14本

合 計

1, 567本

3 取得の方法

買入れ

4 取得の予定価格

土地 21, 974, 400円

立木 4, 208, 063円

合計 26, 182, 463円

5 取得の相手方

白河市田町88番地

小林 禎 一

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第35号

白河市大信地域市民交流センターの指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 管理を行わせる施設

名称	位置
白河市大信地域市民交流センター	白河市大信増見字北田76番地1

2 指定管理者

所在地

白河市大信町屋字町屋195番地

団体名及び代表者名

大信商工会

会長 塩田 芳美

3 指定期間

白河市大信地域市民交流センター条例（平成27年白河市条例第53号）の施行の日から平成31年3月31日まで

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木 和 夫

議案第36号

白河市文化センターの指定管理者の指定の一部変更について

平成25年3月19日市議会の議決を受けた議案第24号白河市文化センター及び白河市東文化センターの指定管理者の指定についての一部を次のように変更する。

白河市文化センターの指定管理者の指定における指定期間中「平成28年3月31日」を「平成28年11月30日」に変更する。

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第37号

白河市東文化センターの指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 管理を行わせる施設

名称	位置
白河市東文化センター	白河市東釜子字狐内47番地

2 指定管理者

所在地

白河市東釜子字狐内47番地

団体名及び代表者名

株式会社ひがし振興公社

代表取締役 鈴木進一郎

3 指定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第14号 損害賠償について

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第1号 損害賠償について

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第2号 損害賠償について

平成28年3月2日提出

白河市長 鈴木和夫

